平成２５年（フ）第３３号
東京都羽村市羽東１丁目12番22号島田荘202
債務者　二宮まつみ
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６０４号
静岡県浜松市天竜区西藤平111番地の６
債務者　吉林　希美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
静岡県浜松市中区新津町40番地の１　サンポートハイツ705、前住所静岡県浜松市中区曳馬６丁目11番40号
債務者　久保田通彦
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
大阪府東大阪市末広町９番７号
債務者　森川　康久
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４号
栃木県栃木市皆川城内町1533番地１
債務者　正田　一美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１号
岡山市北区大安寺南町１丁目８番50号サンシャイン大安寺204号、旧住所岡山市中区長岡97番地イーストハイム203号
債務者　西田　将克
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
熊本県八代市豊原下町3529番地７
債務者　佐々木浩司
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月15日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１１３９号
東京都新宿区西早稲田１丁目２－１－103　１号室
債務者　高橋　伸好
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４０号
神奈川県横浜市鶴見区生麦３丁目16－34－201
債務者　木谷海佑希
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５３号
東京都練馬区貫井１丁目８－２－203
債務者　内藤ヒサヨ
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５号
島根県出雲市塩冶町2122番地３コーポサンフラワーＢ－101
債務者　黒田　敏雄
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後４時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１９号
東京都八王子市散田町５丁目26番２－301号ファミール西八王子
債務者　小浦みどり
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５号
東京都東村山市諏訪町１丁目19番地26メインシティガーデンスワ202
債務者　中山不二子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１５４号
東京都江戸川区中葛西２丁目26－12－202
債務者　中川あけみ
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７号
栃木県小山市駅東通り３丁目38番地４　ニューシティ郷103号
債務者　漆原　　孝
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係